

能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和3年10月15日

石川県立能楽堂

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示された、業種別ガイドライン作成の求めに応じて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（令和2年5月25日、令和2年9月18日、令和3年10月15日改訂）公益社団法人全国公立文化施設協会）及び「能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月29日公益社団法人能楽協会）を参考にして、石川県立能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。今後、国の対処方針の変更や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）の改訂等があった場合は、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

2 感染防止のための基本的な考え方

設置者（石川県）及び施設管理者（県立能楽堂）、公演主催者は、施設の特性や公演の規模や内容を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演を鑑賞等するために施設に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）への感染を防止するため、必要となる措置を効果的に講ずる必要があります。

（1）「三つの密」の回避

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場の発生を極力防止し、感染リスクを軽減させることが求められています。

なお、一つの密でも一定のリスクが避けられないことから、密閉・密集・密接のいずれの発生も避けるように努めてください。

(2) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行います。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価(③)及び地域における感染状況のリスク評価(④)も必要となります。

また、それらの公演や催物等については、石川県において示される対応指針等とリスク評価(③④)に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者及び設置者とその影響と補償等も含めて協議し判断する必要があります。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達します。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり等)には特に注意します。

② 飛沫感染・エアゾル(マイクロ感染)のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者(特に出演者)と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

3 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講ずることとします。

- ・ 正しいマスクの常時着用
- ・ 手指の消毒や手洗いの徹底
- ・ 大声を出さないこと、咳エチケットの徹底
- ・ 相互の社会的距離の確保
- ・ 常時換気の励行（従事者、公演関係者等）
- ・ 会場内及びロビーでの飲食（体調維持のための水分補給を除く）の禁止
- ・ 厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）等の活用
- ・ 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - － 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - － PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - － 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

4 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置を講じます。

（1）来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることをホームページに掲載すること等により、来場者等に事前に広報・周知します。

- ・ 発熱時や体調不良時の来館控え
- ・ 来館時のマスク常時着用
- ・ 施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・ 入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- ・ 施設内での社会的距離の確保
- ・ 接触確認アプリの活用

（2）従事者に関する感染防止策

- ・ 本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように徹底します。
- ・ 執務エリアでの密集を避けるため、ジョブローテーション等を工夫します。

- ・ 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めます。
- ・ 執務エリアでも事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置します。
- ・ 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。

(3) 施設内での具体的な感染防止策

① 接触感染防止策

リスク評価①を踏まえて、不特定多数が触れる場所を消毒するとともに、手指消毒や手洗いの励行を行います。

- ・ 施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を少なくとも公演等の施設利用の入れ替え毎に行います。
- ・ 施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置します。また、不足が生じないように定期的な点検を行い、必要であれば入口と出口を分けること（一方通行）や出入口数を制限することも検討します。
- ・ トイレでは、個人のハンカチ等を使うように徹底します。

② 飛沫感染防止策

リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、会話等の抑制を図ります。

- ・ 来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知し、マスクを着用していない場合は個別に注意等を行い着用を徹底します。
- ・ 施設内では、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すように掲示等で周知します。
- ・ 対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来館者等との間を遮蔽します。また、飛沫防止用のシートについては、防火対策に配慮します。

③ エアゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

能楽堂の空気調和設備は、各種法令等により規定の設備が設置されています。この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図ります。

- ・ 空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、換気機能を確保します。
- ・ 空気調和設備の適切な運用により、効果的な循環量や換気量を確保します。

- ・ 施設内は、空気調和設備の運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ります。

(4) 茶室利用時の遵守事項

別館にある茶室「対青軒」と「犀庵」の利用については、このガイドラインとは別に定める「石川県立能楽堂別館茶室利用時の新型コロナウイルス感染拡大予防に係る遵守事項」によるものとする。

(5) その他、施設内での感染防止策

① チケット窓口

- ・ 来場者の連絡先把握のためオンラインチケット化を推奨します。

② 物販等

- ・ 当分の間、ロビーでの物販等を原則禁止します。

③ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を徹底します。
- ・ 作業を終えた後は、手洗い・消毒を行います。

5 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行い、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請します。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価(①②③④)を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。

- ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をしてください。
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、石川県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- ・ 会議や稽古等で施設を利用する際も、大声での発声が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、1 m程度の間隔）を空けてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- ・ 来場者の配席については、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ 地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数）とすることが可能です。
- ・ 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は、国の事務連絡や石川県の対応方針に従ってください。
- ・ なお、ワクチン未接種年齢層や高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- ・ 客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2 m以上を設けてください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・ 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1 mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ・ 公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。

- ・ 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・ 楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行してください。
- ・ 楽屋等での飲食においては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。

その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。なお、主要な関係者については、ワクチン接種をすることを推奨してください。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・ 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。
- ・ 来場者側の自己検温だけでなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
- ・ 入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1m）の間隔を保持して下さい。
- ・ 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- ・ チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないようにしてください。
- ・ 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者、ワクチン未接種年齢層等については事前に対応策を検討してください。
- ・ 交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。（消毒液は、施設管理者が貸与します）
- ・入場者のチケットもぎりについては、入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）するか、係員のこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底してください。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員の手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底してください。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えてください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には公演中、一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、適切なマスク着用を徹底することにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。

また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討してください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は控えてください。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低 1m）を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- ・来場者と接する窓口（受付、当日券窓口）等では、換気に注意したうえでアクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等

との間を遮蔽してください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・施設内ではワクチン接種の有無にかかわらずマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- ・休憩時間のトイレ等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促してください。

(6) その他

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。
- ・貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

7 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行します。

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- ・施設管理者は従事者について、公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講

じ、期間経過後は適切に廃棄してください。

- ・ また、発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- ・ 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備します。
- ・ 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱など軽度の体調不良の場合には抗原簡易キットでの検査を促し、検査陰性の場合には、保健所の了解を得た上で、PCR 検査等速やかに実施してください。さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促してください。
- ・ また、感染者発生の際の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。